

事 務 連 絡

平成20年10月31日

社団法人東京電気管理技術者協会 殿

経済産業省産業技術環境局環境指導室

微量のPCBを含む変圧器が鉄くずとして買い取られていた事例について

PCBを使用していないとされる変圧器等の絶縁油から微量のPCBが検出された事案については、環境省から都道府県等に対し、平成17年12月19日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知（参考参照）等によりその取扱等が示されているところですが、今般、PCBを含む変圧器が鉄くずとして買い取られていたことが確認されましたので、情報提供します（別添参照）。

PCB廃棄物の取扱等に関しては、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」等により厳しく規制されています。

つきましては、貴団体におかれましても、PCBが含有していないとされる電気機器であっても使用終了に際してはPCBの有無を確認する必要がありますので、十分にご注意くださるよう電気機器使用者に対し注意喚起して頂くよう、会員業者に対する周知方よろしくお願い致します。

(別添)

微量のPCBを含む変圧器を鉄くずとして買い取られていた事例の概要

1. 中古家電輸出業者が変圧器を鉄くずとして買い取った。この業者はPCBを使用していないとされる変圧器の絶縁油にPCBが含まれている可能性があることを認識していなかった。
2. 買い取られた変圧器は中古家電輸出業者によりコンテナに積み込まれ、鉄道利用運送事業者により「路線貨物」の品名で運送されていたが、中古家電輸出業者が変圧器に封入されている絶縁油の飛散、流出を防止するための十分な措置を施していなかったため、運送中に変圧器2台が破損した。
3. 破損した2台の変圧器のうち、1台からは絶縁油が漏れ出し、コンテナ外部まで流出したが、もう1台の変圧器からの油漏れはなかった。破損した2台の変圧器について、絶縁油中のPCB濃度を分析したところ、絶縁油がコンテナ外部まで流出した変圧器の絶縁油からはPCBが検出されなかったが、油漏れがなかったもう1台の変圧器の絶縁油からは0.5ppmを超過するPCBが検出された。もう1台の変圧器も同じコンテナで同様に運搬されていたことから、その絶縁油がコンテナ外部に流出し、生活環境に重大な支障を及ぼしていた可能性が十分にあった。